

# 初期アメリカの民主主義とその移行期における性格

～地方自治と民主主義～

- ① はじめに
- ② フランス
- ③ アメリカ民主主義概念の発展
- ④ タウンシップ制
- ⑤ さらに
- ⑥ おわりに

## ① はじめに

民主主義という概念は今や我々が国内・国外政治のあり方を考えるとき、もはや一般的かつ基本的な価値を持つ。民主主義・デモクラシーの実現は17世紀～18世紀後期に英・仏でみられた一連の市民革命のなかで生まれた概念であるが、これらの国や社会においてこの概念が体現されたかという点非常に疑わしい。他方、アメリカにおいては英国の植民地的支配を脱した後、地方自治体におけるデモクラシー原理の自由な発展・習俗への結合と法制への寄与により、段階的に民主主義的な社会を確立することに成功したといえる。

今勉強会ではこの初期アメリカの民主化の性格をその実現プロセスにおける諸要因を挙げながらみていきたい。

## ② フランス

フランス革命(1789～99) 有史以来、最大規模の民主革命

→封建的旧制度と絶対王政の打破

⇒恐怖政治の現出と99年第一帝政

考えられる原因は

(i) 顕在的要因

- ・社会的に有力な階級の不在
- ・野蛮性
- ・デモクラシー概念の“統治”からの隔離 →悪くなったのはすべて  
デモクラシーのせいだ

(ii) 潜在的要因

- ・記憶としての障害 (王権性 [安定期] 社会にはある種の幸福)  
羊飼いと羊の群れ そもそも階級は自然の不変秩序  
の一部という意識の普遍化

⇒社会に不平等と貧困はあったが、少なくとも精神の頹廃はなかった

### ③ アメリカ民主主義概念の発展

・イギリス系アメリカ人の社会状態

アメリカ革命前の植民地においては、ヨーロッパで理解される貴族制ではないにしてもタイプの異なる貴族制が存在

アメリカ革命後→デモクラシー原理の自由な発展

(i) 諸要因

- ・出発点としての「相続法」

父親の財産を子供全員で均等に分配する均分相続法が「土地所有」に与える影響

→土地の分割・細分化による大土地の消滅(直接的効果)

→家の意識と土地の保持との間の関係の断絶(間接的効果)

土地所有という貴族的ステータスの低下という間接的効果が、土地を売るとい  
う動産への金銭的関心に向かわせる

結果⇒家が同一の領地を持ち続けることを困難にするだけでなく、そもそもそ  
うする意識・概念を消滅させる (財産の平等)

- ・初等教育の充実…国際比較で早期の教育機会
- ・大学の充実…その数のみならず広範な規模→社会・経済との密接な関係

知性を育てる機会が等しく利用可能⇨知性の平等化

⇒人々の知識にある平均的な水準が確立

- ・普通選挙制度
- ・“国家権力”へのアレルギー

#### ④ タウンシップ制

- ・タウンシップとは…？

市町村などの地域共同体 一般に人口は2000～3000

1862年ホームステッド法により正式に成立した土地区画制度

タウンは地方自治体であり独立の団体

##### (i)前提としての境遇の平等

諸要因とそれに付随した影響により、階級・財産・教育の平等が整備

##### (ii)民主化への拍車

- ・社会の利益＝個人の利益 →積極的参加のスパイラル化
- ・愛着 →強力で独立したタウンにおける個人の発言権  
⇒全面的に市民の思想や習慣と一体化

##### (iii)タウンと州との関係

- ・バランス

一般にタウンが州に純粋に服属するのは他のタウンと共有する社会的利害が問題になるとき

その他は原則布告

(iv)州と連邦(政府)との関係

- ・州の広範かつ強い独立性

→保留権限(民事法・刑事法・警察・社会保障・教育・公共事業…etcを自由に立法・整備できる権限)を持ち、並立権限も連邦政府と合同で持つ

⇒二元的統治構造(後のジェームズ・マディソン第四代大統領 1788年)

「連邦政府の管轄権は、一定の列挙事項のみに及び、その他全ての事項に対する残余の不可侵の主権は州に残されている」(権利章典の「確認的規定」)

二つの歯車の相反しない無制限政府と限定政府の関係  
(州優位の構造は19世紀まで続く)

⑤ さらに

- ・州としての一体性

法体系に重点を置くことによって公務員が法に従い、諸タウン社会に同一の方向を向けさせる

→州制定法の規模の拡大

→州裁判所(地方政府レベルでの民事・刑事裁判)

- ・国家として (二元的統治構造の変容) 19世紀以降

○南北戦争後の国内経済発展

○全国的市場経済の発展

○鉄道・石油等の部門で独占的産業資本の支配

などもあって、州の境界を越えた国家的経済規制の必要性がうまれる

1913年、連邦憲法修正が行なわれ、さらに32年ニューディール立法によって連邦政府は従来の「列挙権限を踏み越える」

…農業調整法(AAA)、全国産業復興法(NIRA)など

以上が初期アメリカのデモクラシー(の核となる性格)

…時間があれば、分権制に対する集権制を準帰無的視点から提示したい  
(補足説明)

## ⑥まとめ

### [参考文献]

- 『アメリカの地方自治』小滝敏之著 第一法規株式会社 2003年  
『アメリカのデモクラシー』トクビール著 松本礼二訳 岩波書店 2008年  
『アメリカ政治・経済ハンドブック』日興リサーチセンター ダイアモンド社 1997年  
『米国議会と大統領選挙』藤本一美著 同文館出版 1998年  
『政策形成の日米比較』小池洋次著 中央公論出版 1999年  
『アメリカ憲法要説』一倉重美津 成文堂出版 1999年  
『現代アメリカ政治の変容』久保文明他著 勁草書房 1999年  
『アメリカ政治はおもしろい!』布施優子著 宝島出版 2000年  
『アメリカ政治論理の系譜』J・G ガネル著 中谷義和訳 2001年